平成26年8月12日 号 外 \bigcirc 募集 岡 尚 Ш 県自 山 然保護センターの指定管理 公公 目 県 公 告 次 報 者 \mathcal{O} 発 行 自 畄 然 担 Ш 環 当 境 課 課 (室) 目 次 担 当 課 (室)

五 岡山県自然保護センター · 条 例 (平成三年岡 山県条例第三十一 下

第十条の規定により 指定管理者を次の とおり募集する

平成二十六年八月十二日

 岡山県知事
 伊 原 木

太

岡山県自然保護センタ

(以下

所在地

和気郡和気町田

3 施設概要

(1) 全体面積 約一〇〇ヘクタ

(2)チョ ウ飼育施設、 ル 設、

二 指定管理者が行う管理の基準

行規則 (平成十七年岡山県規則第百三十四号) 指定管理者が行うセ (平成三年岡山県規則第五十一号) ンターの管理 の基準は、 及 び 別に示す 指定管理者 条例、 Щ 指定 申請等 に関す

三 指定管理者が行う業務の範囲

理者業務仕様書に規定するとおりとする。

センターの施設の利用等の許可に関すること。

センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

2

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

平成二十七年四月一 日 か ら平成三十二年三月三十一日まで (予定)

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、 指定管理者に対 指定期

間中に指定管理料を支払う。

際に指定管理者から提案の 指定管理料の額は、 指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、 た金額を基に、 県と指定管理者が 締結する協定にお

て定める

六 指定の申請の方法

- 1 烷募資料
- (1) 本店、 以下 支店又はこれに準ずる事務所を置き、 「法人等」 とい 又は置こうとする法人そ
- (2)法人等又はその代表者が、 次 \mathcal{O} ず n にも該当し な
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- 7 破産者で復権を得ない者
- ウ (同項を準用する場合を含 (昭和二十二年政令第十六号) \mathcal{O} 規定により 岡山県におけ 第百六十七 る 一 条 の 般競争入札等 兀
- の参加を制限されている者
- 工 規定による指定の取消しを受けたことが 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 たある者 第二百四十四 条の二第十
- 才 公正な価格の成立を害し、 おける指定管理者の指定の手続にお 若しくは不正の利益を得るため その 公正な手続を妨 に連合 げ
- 力 所在地の都道府県税) 岡山県税 (岡 山県に納税義務が 並びに消費税及び地方消費税に未納 ない者にあっ ては、 本店又は主たる事
- (3)法 人等の役員 次の (業務を執行する社員、 ずれにも該当しな いこと。 取締役、 執行役その これ 5 準ずる者
- 第二条第三号の暴力団員等をいう。 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 以下同じ。 (平成二十二年岡 に該当する者 山 [県条例
- 暴力団 (岡山県暴力団 排除条例 第二条第一 0 暴力団をいう。 下 同
- 又は暴力団員等の統制下にある者
- 暴力団又は暴力団 員等と社会的 に非難され る ベ き関係を有 て 1
- 2 募集要項の配布
- (1) 配布期間

後五時までとする。 平成二十六年八月十二日 ただし、 火 県の 休 5 同年十月 (岡 県 十月 \mathcal{O} 休 日 金) を定める条例 までの午 (平成元年岡 九

県条例第二号) 第一条第 項に 規定する休 日 う。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部自然環境課自然保護

(2)

その

 \bigcirc \bigcirc 八五 \bigcirc 岡 Ш 市北区内山下二丁目四番六号

—二二六 七三〇九 (直通)

クス · 二 四

ルアド ス sizen@pref.okayama.lg.

(3) 配布方法

請求すること。 お、 (1)0 封筒の表に 郵送を希望する場合には、 (角形二号 期間内に(2) 「募集要項請求」 (A 四 サ 0 場所に 県環境文化部自然環境課 お ズ \mathcal{O} 宛先を明記し、 て直接に、 用紙が と朱書きして、 又は郵送により配布を受けること。 二百五円分の 郵便で(1) \mathcal{O} 切手を貼 からダウン (2)った返信

http://www.pref.okayama.jp/page/393622.

ージアドレ ス

(1)

募集説明会

(現地説明会)

平成二十六年九 日 月) 午後一

時三十分か

(1) \mathcal{O} ほ カゝ

よる。 場所 加申 込方法等に 0 募集要項に定めるところに

指定の 申請の

(1) 受付期間 2 (1) の期間

(2)

T 指定管理者指定申請書 (以 下 「指定申請書」 とい

管理に係る事業計 画書及び 収支予算書

指定申請書を提出する日 \mathcal{O} 属する事業年度における法人等の事業計画書及び

工 度」 業年度における事業報告書等が作成されてい 「事業報告書等」 指定申請書を提出する日の における法人等の事業報告書、 属する事業年度の ただし、 指定申 請書を提出する日に 収支決算書及び 産目録 お

次く直近 事業年度に設立された法人等にあ の事業年度における事業報告書等とし、 ってはその 設立時における財産目録と 指定申請書を提出する 日

する

- オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書
- カ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- キ 役員の名簿
- ク 法人等の概要
- ケ 1(2)及び(3)の欠格事由に該当しない旨の申立書
- コ その他募集要項で定める書類
- (3) 提出場所及び提出方法

(2)の場所へ持参し、 平成二十六年十月十日 又は郵送すること。 金) なお、 必着とすること。 郵送による場合

七 指定管理者の候補の選定

→ 指定管理者候補選定委員会の設置

 \emptyset るところにより、 「提出書類」とい 山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、 指定管理者の候補を選定する。 つい て審査基準に基づ て審査を行 提出された申請書類 募集要項に定

- 2 審査基準
- (1) 事業計画 内容が住民 0 平等な利 用を確保することができるも \mathcal{O} であること。
- (2)事業計画の内容がセンタ の機能を最大限に発揮させるとともに、 その

係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3)事業計画に沿っ た管理を安定し て行うことができるものであること。
- (4) 他セ \mathcal{O} 業務を効果的に行うため 知事が 必要と認める基準に適合する
- 3 選定結果の通知等

ものであること。

指定管理者の候補 に宛てて通知 す \mathcal{O} るととも 選定結果は、 指定の 県の ホ 申請をした法人等 Δ \sim ジ等で公表する。 (以 下 「申請者」 (平成二十六

年十一月を予定

八 指定管理者の指定

指定管 \mathcal{O} 選定され た法人等に 0 県 議 会に お け

に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 提出書類は、返却しない
- ため必要な場合には、 提出書類の著作権は、 提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。 ただし、 指定管理者の 公表等の
- 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 個人情報保護条例 提出書類は、 岡山県行政情報公開条例 (平成十四年岡山県条例第三号) (平成八年岡山県条例第三号) に基づく情報公開の 請求の 及び
- 申請書類が受理された後に辞退する場合は、
- 不正な行為があ 提出書類に虚偽又は不正が った場合は、 申請を無効とする。 あ た場合その 他申請者及び関係者において不法又は

6

詳細及びこの公告に定めの 募集要項に定めるところによる。

六 2 (2) の場所